

設したることあるべし

第六條 本所は講習生をして講習中工場其他各種の施設に就き實地見學を爲せしむ

第七條 本所の講習を受けんとする者は左の各號の一に該當するを要す

一、中學校、高等女學校の卒業生及之と同等以上の學力ありと認めらるる者

二、官公署又は事業者の推薦に由る者

第八條 本所に入らんとする者は所定の願書に履歴書を添へ本所に差出し其許可を受くべし

第九條 所定の期間本所に於て全課目の講習を終りたる者には講習終了證書を授與す

第十條 特に課目を選定して聴講せんとする者は選科

生として之を許可する事あるべし

第十一條 講習生にして性行不良なる者又は成業の見込無き者は退所を命ぜらるべし

第十二條 本所は入學金、講習料及校費等を徴收せしむ

同講習所の第一回修了生は之の數僅かに百二十人であつたが、其の後累年増加すると共に内容も充實し、大正十二年三月二十四日には協調會館の新築落成と共に之の校舎も同會館内に移轉し、それと同時に名稱も社會政策學院と改稱して之の發展が期せられた。その後戰時中一時閉鎖の餘儀なきに至つたとは言へ、本會の解散に至るまでこの事業は本會の歴史と共に存在し、多數の修了生を世に送り社會政策の普及のために貢献したところは極めて